

議案第 32 号

守谷市営住宅管理条例の一部を改正する条例

守谷市営住宅管理条例（平成 9 年守谷町条例第 15 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 3 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
32号	1

守谷市営住宅管理条例の一部を改正する条例

守谷市営住宅管理条例（平成9年守谷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「決定」の次に「し、その旨を当該入居予定者に通知」を加える。

第9条に次の1項を加える。

3 市長は、前2項の規定により決定した入居予定者に対し、その旨を通知するものとする。

第10条に次の1項を加える。

4 市長は、前項の規定により入居予定者となった者に対し、その旨を通知するものとする。

第11条第1項中「市長が指定する日までに」を「第8条第2項、第9条第3項又は前条第4項の通知の日から30日以内に」に改め、同項第1号中「2人」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、当該入居に係る債務について第14条の2第1項に規定する保証法人（以下単に「保証法人」という。）の保証を受けている者に対しては、第1項第1号に規定する誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

第14条第3項及び第5項中「変更し」の次に「、又は保証法人を立て」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保証法人）

第14条の2 保証法人は、当該保証に係る業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財産的基礎を有するもので、市長が適当と認めるものでなければならない。

2 入居者は、保証法人について、破産手続開始の決定が行われた場合その他前項に規定する要件に該当しないこととなる事実が生じた場合は、遅滞なく、市長の承認を受けて、保証法人を変更し、又は前条に定めるところにより連帯保証人を立てなければならない。

3 入居者は、前項の規定による場合のほか、既に立てた保証法人を変更し、又は連帯保証人を立てようとする場合は、市長の承認を得なければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案	頁数
32号	2

提案理由（議案第32号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、より多くの方が市営住宅の入居申込ができるよう、入居する際に必要な連帯保証人を減員し、家賃保証法人の利用を可能にすること及び円滑な入居手続きのため入居予定者が実際に入居するまでの期日を明確にするため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
32号	3

守谷市営住宅管理条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(入居の申込み及び入居予定者の決定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みがあったときは、次条及び第10条に定める場合を除くほか、当該申込みをした者を市営住宅の入居予定者として決定し、<u>その旨を当該入居予定者に通知するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>前2項の規定により決定した入居予定者に対し、その旨を通知するものとする。</u></p> <p>(入居補欠者)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>前項の規定により入居予定者となった者に対し、その旨を通知するものとする。</u></p> <p>(住宅の入居手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居予定者は、<u>第8条第2項、第9条第3項又は前条第4項の通知の日から30日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。</u></p> <p>(1) 市営住宅の入居予定者と同程度以上の収入を有す</p>	<p>(入居の申込み及び入居予定者の決定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みがあったときは、次条及び第10条に定める場合を除くほか、当該申込みをした者を市営住宅の入居予定者として決定_____するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(入居補欠者)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(住宅の入居手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居予定者は、<u>市長が指定する日までに</u></p> <p>_____次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 市営住宅の入居予定者と同程度以上の収入を有す</p>

32号	議案
4	頁数

参
考
資
料

る者で、市長が適当と認める連帯保証人____の連署する誓約書を提出すること。

(2) (略)

2 (略)

3 市長は、当該入居に係る債務について第14条の2第1項に規定する保証法人（以下単に「保証法人」という。）の保証を受けている者に対しては、第1項第1号に規定する誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、市営住宅の入居予定者が第1項又は第2項に規定する期限までに第1項の手続を経たときは、市営住宅の入居者として決定し、併せて入居の日を指定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し、通知するものとする。

5 (略)

6 (略)

(連帯保証人)

第14条 (略)

2 (略)

3 入居者は、連帯保証人について次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合は、遅滞なく、市長の承認を受けて、連帯保証人を変更し、又は保証法人を立てなければならない。

(1) から (5) まで (略)

4 (略)

る者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する誓約書を提出すること。

(2) (略)

2 (略)

(新設)

3 市長は、市営住宅の入居予定者が第1項又は前項に規定する期限までに第1項の手続を経たときは、市営住宅の入居者として決定し、併せて入居の日を指定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し、通知するものとする。

4 (略)

5 (略)

(連帯保証人)

第14条 (略)

2 (略)

3 入居者は、連帯保証人について次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合は、遅滞なく、市長の承認を受けて、連帯保証人を変更し_____なければならない。

(1) から (5) まで (略)

4 (略)

32号	議案
5	頁数

5 入居者は、第3項の規定による場合のほか、既に立
てた連帯保証人を変更し、又は保証法人を立てようと
するときは、市長の承認を得なければならない。

6 (略)
(保証法人)

第14条の2 保証法人は、当該保証に係る業務を適正
かつ確実にを行うことができる能力及び財産的基礎を有
するもので、市長が適当と認めるものでなければなら
ない。

2 入居者は、保証法人について、破産手続開始の決定
が行われた場合その他前項に規定する要件に該当しな
いこととなる事実が生じた場合は、遅滞なく、市長の
承認を受けて、保証法人を変更し、又は前条に定める
ところにより連帯保証人を立てなければならない。

3 入居者は、前項の規定による場合のほか、既に立て
た保証法人を変更し、又は連帯保証人を立てようとす
る場合は、市長の承認を得なければならない。

5 入居者は、第3項の規定による場合のほか、既に立
てた連帯保証人を変更し_____ようと
するときは、市長の承認を得なければならない。

6 (略)
(新設)